

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和 4 年度第 3 回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和 4 年 9 月 2 8 日 (水曜日) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 4 0 分
3 会議の開催場所	ときわ会館 5 階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀 (会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 小川 雄三 金子 祐樹 池田 拓矢 田村 治朗 富澤 洋 谷崎 美智子 星野 宏充
5 欠席者名	
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 電子計算機の結合について (事務の名称 職員健康診断事務) (2) 電子計算機の結合について (事務の名称 清掃センターごみ自己搬入オンライン予約) (3) 個人情報の保護に関する法律の改正によるさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について 【報告】 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0 人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118 (直通)
11 その他	

## 会 議 録

会 議 名：令和4年度第3回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和4年9月28日（水）

開催時間：午後1時30分から午後2時40分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子

岩崎 万智子 小川 雄三

金子 祐樹 池田 拓矢

田村 治朗 富澤 洋

谷崎 美智子 星野 宏充

### 議 題

#### 【議案】

(1) 議案第 6 号 電子計算機の結合について

(事務の名称 職員健康診断事務)

(2) 議案第 7 号 電子計算機の結合について

(事務の名称 清掃センターごみ自己搬入オンライン予約)

(3) 議案第 8 号 個人情報の保護に関する法律の改正によるさいたま市議会の個人情報の

保護に関する条例の制定について

#### 【報告】

(1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部長

総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課 主査

総務局総務部行政透明推進課 主任

小島 徹一郎

善如寺 健

堀切 昇

豊田 康平

中元 貴之

発言者	発言内容
-----	------

## 1 開 会

事務局 本日は御多用のところ、委員の皆様には御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、感染防止対策としまして健康状態の申告をお願いさせていただきました。御協力いただきまして、ありがとうございました。

委員の皆様は座席につきましてもパーテーションを設置させていただいております。他にも換気や消毒等感染防止対策を徹底してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和4年度第3回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日の定足数ですが、定員10名のところ、ただいま谷崎委員から10分ほど遅れるということで、先に始めてほしいという御連絡がございました。それですので、会議は成立しております。

なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づきまして、公開の会議となっておりますが、傍聴人の方はいらっしゃいません。

それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第6号に係る電子計算機結合に関する意見照会書、議案第7号に係る電子計算機結合に関する意見照会書、議案第8号に係る個人情報の保護に関する法律の改正によるさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、それから報告資料(1)の個人情報取扱事務に係る届出について(報告)がございます。

最後に、情報公開・個人情報保護制度運用状況令和3年度版でございます。こちらにつきましては、令和3年度中の行政情報開示請求などの内容や本審議会の活動状況などを冊子にまとめたものとなっております。この冊子につきましては、後ほどお持ち帰りいただければと思います。不足の資料がありましたらお知らせください。こちらに予備がございますので、お申出ください。足りない資料等はないでしょうか。よろしいですか。

(資料確認)

ありがとうございます。

それでは、本日の議案は3件となります。これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長になることと規定しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

---

## 2 議 題

### 議案第 6 号 電子計算機の結合について（事務の名称 職員健康診断事務）

---

議長 どうも皆さん、暑い中御苦勞さまでございます。

御準備色々ありがとうございました。

それでは、第6号議案からの審議に入りたいと思います。

実施機関を呼んでいただけますか。

〔実施機関（職員課）入室〕

議長 御苦勞さまです。

御担当とお名前を教えてください。

実施機関 職員課長の松本でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

職員課安全衛生係、係長の渡辺と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

議長 御苦勞さまです。

それでは、第6号議案の電子計算機の結合について、御説明いただければと思います。

実施機関 それでは、着座にて御説明いたします。よろしくお願ひいたします。

本日は、職員健康診断事務について、外部のクラウドサービスを利用するシステムを導入するに当たり、システム上で氏名等の個人情報を取り扱うことから、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき、電子計算機の結合について御審議をお願いするものでございます。

それでは、お手元にある資料1ページを御覧ください。1の事業概要を御説明いたします。労働安全衛生法等に基づき、事業者である市は、職員に対し年に1度健康診断を行う必要がございます。この職員とは、正規職員の他1週間の所定労働時間が正規職員の4分の3以上の会計年度任用職員、いわゆる非常勤職員も含むものとなっております。令和2年度の健康診断から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としまして、健診会場において受診者が密集することを避けるために、30分ごとに受診人数の上限を設定し、受診日時の割り振りを職員課が手作業で行っているところでございます。また、当初の割り振りを行った後に、職員の業務の都合により日程変更やキャンセルが生じた場合には、職員課に直接連絡をいただき対応を行っておりますが、特に日程変更につきましては、受診者の都合と空き状況を照らし合わせて手処

理で行っているため、職員課の業務負担が大変大きいものとなっているところでございます。

このため、業務効率化及び負担軽減を図ることを目的に、職員健康診断予約システムの導入を図ろうと考えました。このシステムにつきましては、健康診断等の受診日についてインターネットを利用したウェブ上で予約できるため、受診者は空き状況を見て所属や自らの都合を踏まえ健診日時の予約をすることができます。また、キャンセルや日程変更もウェブ上の操作で実施できるため、職員課に連絡する必要もなくなり、受診者にも大きな利便性をもたらすものと考えております。

続きまして、2の予約システム利用イメージとなります。このシステムの通信は、HTTPSを利用した暗号化通信となります。職員課があらかじめ利用職員にIDとパスワードの割り振りをし、利用職員は整備されております情報端末からウェブサイトにログインし、希望する健診日時を選択する運用となります。このシステムは、クラウドサービスであることから、サーバー上のシステムにインターネットブラウザを通じて操作を行うため、ソフトのインストールや庁舎内にサーバーを設置する必要はございません。

ページをめくっていただきまして、2ページ、3の健康診断の種類、実施時期及び受診者数となります。通常職員が受診する定期健康診断は1年に1度ですが、これ以外にも深夜業務に従事する職員や特殊な薬剤を扱う職員に対しては、6か月ごとに定められた項目の健診を実施する義務があるため、健診を実施しているところでございます。また、職員課の業務として、胃大腸検診やB型肝炎の予防接種も行っており、こちらにも活用できるシステムとなっております。

続きまして、4の取り扱う個人情報となりますが、所属名、職員番号、氏名、性別、生年月日を利用します。職員番号をログインIDとして利用することで、職員課が新たにIDを作成する手間がなくなり、また利用職員にとっても新しいIDを覚える必要や、忘れた際に確認をする手間がなくなるものと考えております。

続きまして、5のセキュリティ対策となります。まず、システムの項目について独立行政法人情報処理推進機構が推奨する安全なウェブサイトの作り方に基いた構成で作成され、ウェブアプリケーションのセキュリティ実装チェックリストによるセキュリティーチェックが行われております。また、同機構が推奨するOWASP ZAP（オワस्प・ザップ）というウェブサイトの脆弱性ツールを利用したセキュリティーチェックが行われており、サイバー攻撃による情報の流出やウェブサイトの改ざんを防止するチェックが行われています。

また、管理画面へアクセスするIPアドレスの制限や、操作履歴の保存が行われる

仕組みとなっております。システムへのログインは、利用職員ごとにIDとパスワードを付与しますので、他者が閲覧できない仕組みとなっております。また、こちらは本来はシステムの項目に記載すべきでしたが、次の通信方法に記載しておりますウイルス対策ソフトやファイアウォールなどを実装し、システムを狙った外部からの攻撃を検知し、防御する仕組みも導入されています。誤記載のほど誠に申し訳ございませんでした。

次に、通信方法の項目です。ネットワークは、情報端末から行政用ネットワークであるLGWAN回線を使用してサーバーに結合します。なお、行政用ネットワークの利用に関しましては、事前に情報システム担当に申請を行い、利用の承認が得られています。また、先ほど1ページの2、予約システム利用イメージのところでも申し上げましたが、通信の規格はHTTPSを用いており、暗号化通信によるデータの保護が行われております。

ページをめくっていただきまして、3ページの法人の項目として、今回のシステムを取り扱う事業者は、個人情報を適切に取り扱う事業者を認証したプライバシーマークを取得しております。また、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO27001及びその国内規格JISQ27001の適合性評価制度による認証を取得しております。

次に、データセンターの項目ですが、システムがあるサーバーは東京都内のデータセンターに設置されており、24時間365日有人監視による厳重な管理が行われております。

続きまして、6の健康診断予約システムの結合先であります株式会社インタークエストについてですが、株式会社インタークエストは本社が大阪市にあり、同システムは会議室や病院の予約からイベントやスポーツ施設の予約などにも幅広く利用されており、自治体への導入実績としては八王子市教育委員会、世田谷区で利用されています。なお、自治体名は公開許可が得られた自治体のみとなっているため、先ほど挙げた自治体は2つでございましたが、その他マイナンバーカードの受け取り、新型コロナウイルスワクチン接種、保育園入園前面談、法人の申請予約など、多岐にわたり様々な地方公共団体で利用されていると聞いているところでございます。

今後のスケジュールですが、9月下旬からサイト作成に取りかかり、テストを行い、11月上旬から利用を開始したいと考えております。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

御苦労さまでした。

何か御質問、御意見でも結構ですが、ございますか。

どうぞ。

小川委員 確認したいのですが、これを利用する職員の範囲を教えてくださいけれども、非常勤も含まれるのですか。

実施機関 正規職員の他、非常勤、会計年度任用職員も健康診断を受ける者がおりまして、非常勤職員も含まれます。

資料の2ページの上のほうに定期健康診断の受診者数1万618人という記載がございます。こちらの内訳でございますが、正規職員が8,800人ほど、会計年度任用職員、つまり非常勤職員ですね、そちらが1,700人ほどでございます。

小川委員 もう1つよろしいですか。

議長 はい。

小川委員 これを利用するに当たっては、情報端末を使うという話だったのですけれども、非常勤の方は情報端末が使えるという状況なのですか。

実施機関 デジタル改革推進部で、今委員のおっしゃいました情報端末の整備指針というのを作っておりまして、原則常勤職員に1人1台整備するという方針なのですが、例外としまして、例えば清掃事務所の技能職員の方たち、例えば保育園の保育士さんたち、市立病院の医師につきましては、例えば保育園には2台とか、病院の技能職員が大勢を占める係には1台とか、そういったことで共通の情報端末が整備されておりますので、問題はないと思っております。

議長 よろしいですか。

小川委員 はい

議長 その他何かございますか。

岩崎さん。

岩崎委員 一番最初に事業概要ということで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためと書いてあるのですが、これのためだけに忙しいわけではなくて、これが終わった後もやっぱり、他の市に先駆けてこれを取り組まれるということですか。他の市町村はどのようにになっているのでしょうか。

実施機関 他の市町村がどのようにになっているかは分かりませんが、今新型コロナウイルスの関係で、30分ごとに20人ぐらいの人を当てはめて健康診断を受診させていたところ、実際は医師会で健康診断受診しているのですが、医師会側から、もうこのようにしてほしいというふうに言われておりまして、新型コロナウイルスがたとえ収束したとしても、30分ごとの人数に区切ってやる方向というのは変わらない状況になってしまうため、このシステムの導入を考えております。

あと、先ほど申し上げたように、他の自治体でどのように行っているかは、現在の

ところ把握しておりません。申し訳ありません。

また、委員のおっしゃるとおり、今後このシステムを導入したほうが、職員のためにも効率化が図れまして、新型コロナウイルス感染前は、例えば今日の午前中、総務局男子ということで9時から例えば12時に100人ぐらい行ってくださいと、そうすると行くタイミングによってはかなり待つことが想定されます。このシステムを導入することにより、割り振りがかなうこととなりますので、予約した時間に行ってスムーズに受診ができるものと考えております。

岩崎委員 私も前に経験があるので、分かるのですけれども、こういうシステムを利用したことがあるので、あったほうが便利なのかなとは思っているのですけれども、これを民間の会社に頼むことによって、リスクはないのですか。それと費用の面はどうなるのでしょうか。頼んだほうが安くつくのですか。

実施機関 今の御質問なのですけれども、まず健康診断予約システムの費用ですけれども、予算上28万5,000円を見積もっております。

参考までになのですけれども、この安全衛生係は職員3人で回しているところでございます。新型コロナウイルスが令和元年に発生したときに、健康診断の業務だけではなく、色々な業務が多忙になったところなのですけれども、例えば年間の時間外勤務の時間でいいますと、令和元年度が3人の平均が月15.8時間だったのです。それが令和2年度になりますと月32.4時間となりました。ですから、費用対効果を考えた場合ですと、3人でも時間外勤務ということで手当がついているところでございますので、これが縮減されれば、かなり最少の経費で最大の効果を得られると考えております。

岩崎委員 分かりました。

議長 その他ございますか。

よろしいですか。

であれば、これは結合することについて異議がないということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

御苦労さまでした。

実施機関 ありがとうございます。

〔実施機関（職員課）退室〕

---

議案第7号 電子計算機の結合について（事務の名称 清掃センターごみ自己搬入オンライン予約）

---



議長 では、続きまして、これは第7号議案になりますか。  
実施機関お願いいたします。

〔実施機関（環境施設管理課）入室〕

議長 御苦労さまでした。  
御担当とお名前だけおっしゃってください。

実施機関 環境施設管理課の川窪と申します。

議長 よろしくお願いいたします。

実施機関 環境施設管理課の小川と申します。

議長 よろしくお願いいたします。

それでは、そちらから出ております清掃センターごみ自己搬入オンライン予約につ  
きまして御説明をお願いいたします。

実施機関 説明の前に、1点資料の訂正がございますので、申し訳ありません、冒頭にお伝え  
させていただきます。

下部に2ページと書かれました資料に、一番上に「5 セキュリティ対策について」  
と記載されている最後の行です。6番のネットワーク構成図という文字のちょうど上  
辺りなのですが、こちらが「デジタル改革担当の承認を受けております」と記載して  
おりますが、実際は「情報システム担当の承認を受けております」の誤りでございま  
す。訂正しておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

議長 はい、ありがとうございます。

では、よろしくお願いいたします。

実施機関 それでは、個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、市以外の者と通信回線によ  
り電子計算機の結合を行いたいのので、さいたま市個人情報保護条例の第8条第2号の  
規定に基づき、御審議をお願いするものです。

お手元の資料1ページ目を御覧ください。清掃センターごみ自己搬入オンライン予  
約受付に係る電子計算機の結合について、まずは1、事業の概要について御説明いた  
します。ごみの持込みに伴い交通渋滞が発生し、周辺住民の方々などに御迷惑をかけ  
ることから、その解消策として土曜日、祝日、年末に清掃センター、いわゆるごみ焼  
却場のことなのですけれども、こちらにごみを持ち込むには予約を必要としておりま  
す。そのため、民間事業者が提供するサービスで利用者にオンライン予約を行って  
いただき、各清掃センターで予約情報を確認いたします。

次に、2、公益上の必要性について御説明いたします。現在は、電話のみの予約で  
あるため、年末などのごみ搬入繁忙期は家の片づけをして出たごみを捨てるため、予  
約の電話が殺到してつながりにくい状況となり、予約を取るために長時間お待ちいた

だくこともあります。それにより、予約を諦めてしまう方もおり、改善を望む御意見をいただいております。そこで、オンライン予約を行うことで電話以外の予約が可能となり、予約者の利便性向上を図ります。また、電話回線を追加して電話の混雑を解消する場合と比べ、費用対効果に優れているため民間事業者のサービスを用いてオンライン予約を行います。

次に、3、取り扱う個人情報について御説明いたします。取り扱う個人情報は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスです。氏名と住所につきましては、ごみを自己搬入する際、さいたま市民であることを確認するために必要となります。電話番号は、予約者と急ぎの連絡を取るためなどに必要となります。メールアドレスは、システムで受け付けた予約情報を予約者に通知する、また同一人物からの複数予約を防ぐために必要となります。

次に、4、結合先について御説明いたします。契約先は、株式会社インタークエストで、同社で提供する予約サービスのリザエンを鈴与シンワート株式会社で管理するデータセンターのサーバーを利用してサービスを運用します。利用者は、データセンターにアクセスし予約を行います。この2社で提供する本システム、リザエンは資料の2ページ目以降にも記載がありますが、他自治体での導入事例も多く信頼性は高いと考えております。

次に、資料の2ページに移ります。5、セキュリティ対策について御説明いたします。結合先は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO/IEC 27001の認証を取得しており、サーバー、システム、運用管理において万全な体制が取られているものと認識しております。また、結合に関するセキュリティについてデジタル改革推進部情報システム担当の承認を受けております。

次に、6、ネットワーク構成図については資料の図のとおりで、システムに登録された個人情報の照会はログインした会員自身についてのみ可能で、市の管理者としてログインするにはID、パスワードを使用するため、個人情報の流出のおそれはないものと考えております。

次に、7、他自治体の導入状況についてですが、資料の2ページから次のページにかけて掲載しておりますが、千葉県習志野市が同様に家庭ごみ持込み予約システムとして利用しております。その他の自治体においても、個人情報を取り扱う予約業務に多く採用されております。

最後に、8、今後のスケジュールにつきましては、次ページになるのですが、記載では10月1日供用開始予定と記載しておりますが、本審議会において承認を受けてから供用開始いたします。まだ外部に向けた供用開始日の周知は行っていません。

め、供用開始日の変更による市民生活への影響はございません。

説明は以上です。

清掃センターごみ自己搬入オンライン予約の電子結合について御審議をいただきますようお願いいたします。

議長            ありがとうございます。

何か御質問等ございますか。

どうぞ。

内田委員       御説明ありがとうございました。

今の議案では、予約システムのリザエンを使われるということで、私たち先ほど議案第6号でも同じリザエンを使う予約システムを伺ったのです。そのときに、結合先としてインタークエストの説明がやはりあったのですが、その際はこのデータセンター管理会社は別ではなく、同じインタークエストでということで理解したのですが、この場合は、その管理会社が別に設定されているということで、可能であればインタークエストが管理する会社のほうが安心だと思うのですが、そうではなくて、こういう管理会社が別枠に設けられている方法で結合なさるということについて、御説明いただけますでしょうか。

実施機関       それにつきましては、同じインタークエストから回答があった内容でございまして、一応こちらのデータセンター管理会社につきましても大手で、運営上安心して使える会社ということをお聞きしておりますので、先ほどの職員課のほうのシステムとは、同じインタークエストではございますが、若干違うバージョンというか、恐らく職員課のほうはビジネス版というものを使用されているかと思うのですけれども、今御審議いただいているものはエンタープライズ版というものでして、若干内容が違うのです。エンタープライズ版のほうが、カスタマイズがこちらの要望に添ったものが配慮できるということで、こちらのエンタープライズ版の予約というか、申込みにさせていただいたのですけれども、そこに関してさいたま市のほうから、サーバーについてインタークエストのほうに、自社のサーバーに変えてほしいというのは、若干難しいかなということでございます。

内田委員       では、御専門家が判断して、この結合先はデータセンター株式会社シンワートのほうがよりよいということで理解してよろしいのでしょうか。

実施機関       別の会社ではありますけれども、信頼性が高い会社と聞いておりますので、別の会社にしたから直ちに危険性が増すというようなことではないと考えております。

内田委員       ありがとうございます。

そこが大丈夫であればいいと思うのですが、今お聞きになって判断されているとい

う話なので、何かちょっと確証が得られるともっと安心できるなと思いました。ありがとうございました。

議長 細かいのですが、結合先としてインタークエストが提供する予約システムというのが意見照会書に記載してありますよね。今の話だと、それで良いのですか。何か違う会社の名前が出てきたような感じになってしまっているけれども、結合という意味で言えばどうなのですか。

実施機関 システムは確かにインタークエストですが、確かに結合先、さいたま市環境施設管理課なのですけれども、さいたま市と契約しているのはインタークエスト社でございまして、インタークエストがつくったシステムに対して結合という意味で書かせていただいたのですが、物理的な結合は確かにサーバー、鈴与シンワート株式会社ではございます。すみません、申し訳ありません……

議長 うちは、今言ったもう一つの何とかというデータセンター、シンワートとかという会社と何の契約も結んでいないのですよね。

実施機関 そうです。契約相手としては、インタークエスト社が契約相手になっています。あくまでどういうパソコンを使うかというような話でありまして、さいたま市役所内の例えばどこかのIT企業から導入していただいたパソコンを使って仕事をしているというような、データセンターというのはそういう立ち位置です。ですので、それが自社なのかということと、また鈴与シンワートさんということになります。

議長 それは違うだろう、全然。それは機械の問題と、またデータをどこに預けるかという問題は全く違うと思います。

実施機関 失礼いたしました。

議長 そういう感覚なのですか。

実施機関 いえ、そういうことではなくて、結合先というような考え方なので。結合先のシステムとしては、このリザエンというものはインタークエストさんが提供しているもので、その中で構成しているものの物理的な部分が、鈴与シンワートさんが提供しているという部分で、一つのリザエンというシステムのパッケージ全体としてはインタークエストさんの、そういうような考え方でございます。

議長 インタークエストの契約の中で、この何とかという会社の名前は出てくるのですか。

実施機関 いえ、直接契約では、特にデータセンターはこちらですというような契約にはなっておりません。

議長 では、どこでやるか分からないではないですか。

実施機関 そうですね。ただ、データセンターの場所を逆に……

議長 場所ではなくて、会社の問題です。

実施機関 会社ですね。どういうところをデータセンターというのを逆に伝えてしまいますと、そこを狙われてしまう可能性もありますので、そういったことは通常、こちらが今回聞いたので、特別教えてもらえたのかなというところではあります。

議長 ここでいう、この条例にいう結合先というのはこういうものものというところが、はっきり認識していただくとありがたいのだけれども。

事務局、この点について何かありますか。

どうぞ。

事務局 恐らくですが、契約はインタークエストという会社になりまして、そのシステムを使うものと理解しております。このシステムを使うことと、それから機材を用意すること、データセンターで例えば何かあったとしても、鈴与シンワートですか、そこであった場合は、インタークエストが責任を持って対応するという形の内容になっていると思います。また、場所については、恐らく契約書にはなくても、その他の正式な文書の覚書等があるはずですので、そちらで対応されるのではないかと考えています。通常はシステムの契約ですと、全て契約書に書かれるわけではないので、その後文書のやり取りという形もあります。本件はそういった形で管理をされるものではないかなというふうに考えております。責任は、いずれにしてもさいたま市とインタークエストの中で電子計算機の結合という形で考えているという話は実施機関から聞いています。

議長 だから、インタークエストが結合先で、その他のデータセンターの管理をしているのがその会社だということですか。

事務局 そうです。

議長 ここの会社に結合するようなこと言うから変な話になるんですよ。

事務局 結合先は、あくまでもインタークエストでよろしいかと思います。

星野委員 シンワートはインタークエストの再委託先みたいなものではないですか。

実施機関 イメージとしてはそんなような形になるかと思うのですが。

星野委員 そうしますと、利用者の情報なんかも、一義的にはインタークエストが市の委託を受けてデータ管理をすることになるのですが、シンワート株式会社に関しては、機材の管理をするために、インタークエストから得た情報も知る立場にあることになるのですよね。

実施機関 通常システムを使う中で、その機材を管理しているからといって、その中身のデータを確認にすることはないです。アクセスログなので、不正なアクセスがないかとかを見るのですけれども、その中のデータを一々確認するというようなことは基本ないです。

星野委員　　そうすると、2ページのイメージ図のところのデータセンターのところに記載される会社は、インタークエストというふうに考えてよろしいわけですか。

実施機関　　そうですね。オンライン受付システムという一体のもので考えれば、インタークエストさんということで間違いないです。

星野委員　　そこと、市は結合するということなのですね。

実施機関　　はい。

星野委員　　ちょっと分かりにくいですけども。

議長　　最初の議題のほうは、インタークエストが運営する予約システムと、こう書いてあるのだよね。ここはなぜかインタークエストが提供する予約システムと、こう書いてあって、何か使い分けているわけではないのでしょうか。

実施機関　　はい、特には使い分けていないです。

議長　　そこは意識していないのでしょうか。

実施機関　　そうですね。サービスの提供という意味で記載しました。

星野委員　　6号議案はクラウドサービスを受けるということで、結合先がインタークエスト1社という形で結合先なのですけれども、今回も基本的にはインタークエストさんのクラウドサービスを契約をして受けるということなのですか。そこにたまたま機材を扱うデータセンター的な役割として、シンワートが出ているということですか。

実施機関　　はい。

星野委員　　書かなくてもいいような気がしますけれども。

池田委員　　データ管理会社を書いてしまったのが多分余計だったのだと思います。

実施機関　　失礼いたしました。

池田委員　　6号議案の資料によると、データセンターに関しては東京24時間356日の有人監視体制を備えたデータセンターで厳重に管理していますというだけなので、それが要はインタークエストの社内なのか社外なのかということはこちらにも出ていないとか、セキュリティを守るために書いていないのかもしれないですし、ただ、しっかり厳重に管理をしているということだけを伝えていただければ、結合先はインタークエストということで理解できやすいのかなと思います。逆に今回はインタークエストさんとデータ管理会社さんが分かれてしまっていたので、何か再委託のような、要は1次請け、2次請けみたいな感じにも見えてしまいましたし、何かやり取りがおかしくなったのかなという感じなのですかね。

議長　　どこへ結合するかは、何か事故があったときに誰が責任取らせるかの問題になるから、そこはきちんとやっぱりそちらでも整理しておかないといけないのではないかと思うのです。

実施機関 先ほど事務局から御説明があったように、契約上インタークエストがデータ管理しているということですかね。

議長 だから、契約上も実体上もそうなのでしょう。

実施機関 はい。

議長 それでいいのでしょうか。

実施機関 はい、すみません。

議長 実際もそうなのでしょう。

実施機関 そうです。

議長 ということだそうですね。

星野委員 あと、電話予約は平行してやれるのですか。

実施機関 電話予約も、やはり全て一気に切り換えてしまいますと、なかなかIT機器に不慣れな方もいらっしゃいますので、さすがに一気に難しいかなと考えております。状況を見て、まただんだん電話を減らしていくということは考えてはいるのですけれども、全ていきなりやめるというのはまだ先かなと。

星野委員 逆に高齢者が厳しいですね。

議長 これでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、そういうことで。相当であるということとします。

御苦労さまでした。

実施機関 ありがとうございます。

〔実施機関（環境施策管理課）退室〕

議長 時間的にはどうですか。時間があれば報告事項先にやっていますがいかがですか。

事務局 予定どおりの時間ですので、このまま休憩でも大丈夫です。

議長 休憩してしまっていていいですか。

事務局 はい。

議長 では、そういうことであれば。

22分ぐらいまで休憩しましょうか。よろしくお願いします。

〔休憩〕

---

## 2 議 題

議案第 8 号 個人情報の保護に関する法律の改正によるさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

---

議長 では、再開いたします。

第8号議案について審議したいと思いますので、では実施機関を呼んでください。

〔実施機関（秘書総務課）入室〕

議長 どうも御苦労さまです。お待たせしてすみません。

それでは、いらした方のお名前と所属をおっしゃっていただいて、それから始めましょうか。

実施機関 議会局総務部秘書総務課の課長の磯と申します。よろしくお願いいたします。

同席しておりますのは、こちらから総務係長の金村、それから総務係主査の神山でございます。

議長 どうも御苦労さまでございます。

では、御説明は課長、よろしくお願いいたします。

実施機関 本日は、さいたま市議会の個人情報保護に関する条例の制定について御審議をお願いいたします。

条例制定の経緯といたしましては、既にさいたま市個人情報保護条例の改正につきまして御審議されておられるとお聞きしていますが、令和5年4月1日から改正個人情報保護法が施行されることに伴いまして、同法において地方公共団体の機関の定義から議決機関である議会が国会や裁判所と同様に除外されることとなりました。現行では、議会は本市の個人情報保護条例に実施機関として位置づけられているため、何らかの対応を行わなければ、本市議会の個人情報保護制度の維持ができなくなってまいります。

今回の法改正に伴う国の報告書によりますと、地方議会については引き続き条例等により共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれるものとされていることありまして、今回さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例を制定することといたしました。

詳細につきましては、担当の神山主査より説明させていただきます。

実施機関 総務係の神山と申します。よろしくお願いいたします。

まず、資料の確認なのですがすけれども、最初が諮問書になりまして、諮問書に添付されている資料としては、諮問書と一緒にホチキス留めをされている、1枚めくっていただいて、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例の概要について、その後のホチキス留めになっている資料に記載されているのがさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例案、ここからが参考資料になりまして、参考資料①が個人情報保護制度の見直しの全体像、参考資料②が改正個人情報保護法、参考資料③が現行のさいたま市個人情報保護条例になります。

それでは、説明をさせていただきます。



まず、諮問書を御覧いただければと思います。今回諮問を行いますのが、個人情報の保護に関する法律の改正によるさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてです。以前、行政透明推進課が個人情報保護法施行条例について諮問を行った際に、来年4月の改正個人情報保護法の施行により、実施機関の定義から議会が除かれるといった説明があったかと思いますが、今回の諮問はその除かれた議会についての個人情報保護制度に関する内容を規定した条例案となります。

審議事項としましては、諮問書に添付しましたさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例案の内容について審議をお願いするものになります。

条例の説明は、諮問書の次のページ見ていただいて、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例の概要について、この資料を使って説明を行います。この資料の1ページ目なのですが、まず1番、条例制定の目的です。令和5年4月1日から改正個人情報保護法が施行され、個人情報の取扱い等に関する共通ルールが設定されます。法では、対象となる地方公共団体の機関の定義から議決機関である議会は、国会や裁判所と同様に除外されます。

そのため、さいたま市議会として自律的な個人情報保護制度を令和5年度以降運用していくため、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例、以下「議会条例」と言わせていただきますけれども、この制定を予定しております。

その下の四角囲みの中が改正法の第2条の抜粋で、用語の定義の中で地方公共団体の機関（議会を除く）とあるように、来年4月1日から議会が除かれることとなります。

2番、議会条例について。議会は法の対象からは除かれることとなりますが、個人情報の適正な取扱いを現行条例であるさいたま市個人情報保護条例から引き続き同水準で確保、また市長部局等の執行機関と取扱いに差が生じることがないように、改正個人情報保護法及びさいたま市個人情報保護法施行条例案の内容に準じた条例を制定します。

下の表が今回の条例案の構成になります。第1章、総則から始まり、第2章、個人情報等の取扱い、第3章、個人情報ファイル、第4章、開示、訂正及び利用停止、第5章、雑則、第6章、罰則の全6章の構成で、全体で59条の条例となっています。

続いて2ページ目に移りまして、3、議会条例の概要についてということで、全59条の構成のため、要点を絞って記載させていただきました。まず、第1章の総則についてですが、第1条が条例制定の目的になります。目的は2行目に書かれているのですが、議会における個人情報保護制度に関する事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

第2条が条例で定める用語の定義になり、個人情報保護法第2条の定義と同様に規定しています。

第3条が議会の責務についての規定になります。

続いて、第2章が個人情報等の取扱いになります。第4条が個人情報取扱事務の届出になります。これは、個人情報保護法には規定のない制度ですが、個人情報を適切に管理する観点から、現行条例の制度をそのまま踏襲するために規定をしています。

第5条からが個人情報の取扱いのルールの規定になっています。第5条は個人情報の保有に関しての制限について、第6条は個人情報を取得するときはあらかじめ本人に対し利用目的を明示しなければならない規定、第7条は違法または不当な方法により個人情報を利用してはならない規定、第8条は不当な手段により個人情報を取得してはならない規定、第9条は保有している個人情報について正確性を確保するよう努める規定、第10条は安全管理措置を講じなければならない規定、続いて第11条の個人情報保護管理者ですが、これも個人情報保護法には規定のない制度ですが、個人情報を適切に管理する観点から、現行の条例制度を引き継ぐものとなります。なお、議会局内の各課の課長が個人情報保護管理者に指定される形となります。

続いて、3ページに移りまして、第14条は利用及び提供の制限の規定になります。法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないことを法と同様に規定します。

また、本人同意や法令等の定め等がない場合、審議会に意見を聞き公益上特に必要があると認める場合に限り、利用及び提供の制限の例外としていた規定を法に合わせた規定とします。

続いて、第3章、個人情報ファイルについて。第19条が個人情報ファイルに関する規定で、法と同様に議会が保有する個人情報に関し個人情報ファイル簿の作成等について規定します。

その下の個人情報ファイル簿についてなのですが、法と同様に個人情報ファイルの名称や利用目的、記録項目等を記載した帳簿を個人情報ファイル簿と規定します。

個人情報ファイル簿の作成及び公表について、法と同様に対象者数が1,000人以上の個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成し、公表することを義務づける形となっています。

続いて、第4章、開示、訂正及び利用停止ですが、この章は保有個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求に関する章となり、第1節の開示請求から第4節の審査請求まで、第20条から第48条までの構成となります。

第1節が開示請求についての節で、第20条から第32条までとなります。

第20条が開示請求の権利を保障する規定になります。

第22条が保有個人情報の開示義務についての規定で、開示請求者に対しては原則当該本人の保有個人情報を開示しなければならないことを規定しています。しかし、例外として本人であっても開示することができない不開示情報について、下の表のとおり第1号から次のページの第5号までの5つの不開示情報について定めております。この5つ不開示情報は、個人情報保護法と同じ規定となっています。

続いて、その下の公務員の氏名に関してなのですが、法及び現行条例では取扱いに相違があります。個人情報保護法では、公務員の氏名は原則不開示であるのに対し、現行条例は原則開示となっています。法では、条例と法との間で不開示情報の取扱いが異なる場合、地方公共団体独自の不開示情報を条例に規定し、整合性を図ることが認められています。議会条例では、現行条例及び法施行条例との整合を図るため、公務員の氏名は現状の取扱いと同じく原則開示と規定します。

続いて、第27条の開示決定等の期限ですが、個人情報の開示請求があった場合の開示決定期限に関し、法と現行条例では日数に相違があります。法では、法で規定する決定期限を超えない範囲で独自の決定期限を規定することも認められています。法は請求があった日の翌日から起算をして30日以内となっていますが、現行条例では請求日の翌日から14日以内となっています。そのため、議会条例については現行制度の行政サービスの質を維持するため、現行条例及び法施行条例と同じく請求日の翌日から14日以内と規定します。

その下の第28条では、開示決定等の期限の特例を規定しています。これは、開示請求があった個人情報が著しく大量であるため、他の議会の業務への著しい支障が生じるおそれがある場合の特例を議会条例にも規定しています。法施行条例との整合を図るため、特例の決定期限を請求があった日の翌日から44日以内プラス相当の期間内として規定しています。

続いて、5ページ目に移りまして、第30条の開示の実施についてですが、開示請求における請求者の確認方法について、個人情報保護法と現行条例で相違がありますので、現行条例に合わせて受付時だけではなく、開示を実施する際も本人確認を義務づけるものになります。

その下の第32条、開示請求に係る手数料及び費用負担になります。個人情報保護法に基づいた国の開示請求は有料で、1件につき300円の手数料がかかりますが、法で規定する金額を超えない範囲で独自の金額を設定することも認められており、無料とすることも認められています。現行条例での開示請求は手数料が無料となってい

ることから、現行制度の行政サービスの質を維持するために議会条例においても手数料を無料と規定します。

続きまして、第2節は訂正となり、第33条から第39条までとなります。

第33条では、訂正請求権についてで、議会の保有する個人情報の内容が事実と相違する場合に、当該情報の訂正を請求する権利について規定しています。

その下、第3節が利用停止についてで、第40条から第45条までとなります。

第40条は利用停止請求権になり、議会の保有する個人情報が不適切な方法等により利用等がなされている場合は、当該保有個人情報の利用停止を求める権利について本条で規定しています。

続いて第4節、審査請求に関する節となり、第46条から第48条までとなります。

第47条は、審査会への諮問になります。審査会とは、開示決定等に対する審査請求があった場合、その内容を諮問に応じて審査するさいたま市情報公開・個人情報保護審査会というものがあるのですが、議会は地方自治法の規定により市長部局のように審査会、審議会といった附属機関を設置することが原則できないため、審査請求が出された場合は、現行条例で審査請求に対する諮問の審査をしているさいたま市情報公開・個人情報保護審査会へ引き続き諮問することを規定しています。

6ページに移りまして、第5章は雑則についてで、第49条から第54条になります。第51条は、個人情報等の取扱いに関する苦情処理についての規定になります。

第52条は、審議会への諮問ですが、現行制度と同様に審議会へ諮問できる旨を規定します。

審議会へ諮問できる事項は、①から③に掲げている議会条例の改正や廃止、議会が行う個人情報の取扱い等への苦情に対する対応について、議会が行う個人情報の取扱い等に関する運用上のルールについての3点となります。

一方で、今まで所管してきた個人情報の収集制限、目的外利用及び外部提供の制限、電子計算機のオンライン結合の制限については、法及び法施行条例に合わせる形となります。

第54条は委任についての規定で、議会条例の施行に関し開示請求書の様式等の必要な事項を別途規程で制定することを規定しています。

その下の第6章が罰則についてですが、第55条から第59条までとなります。罰則規定に関しては、現行条例の罰則規定に合わせた形となりますが、現在さいたま地方検察庁に対し、罰則規定を条例に設けることに関する協議を行っております。

最後が附則になり、議会条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

その下の表が、議会条例施行までの大まかなスケジュールになります。

最後、7ページ目に移っていただきたいのですが、こちらの表が今までの説明を分かりやすく一覧にした改正に係る比較表になります。縦を見ていただくと、上から個人情報取扱事務の届出から順に一番下の開示請求手数料及び費用負担までを項目ごとに記載してあります。横を見ていただくと、今回の議会条例、真ん中が現行条例であるさいたま市個人情報保護条例、一番右が改正個人情報保護法になります。

表の上から1つ目、2つ目の個人情報取扱事務の届出と個人情報保護管理者については、改正法にはバツと書かれているとおりの規定はありませんが、現行条例には丸と書かれているとおりの規定があるため、議会条例にも規定を設けています。

上から3番目の個人情報ファイルの規定は、現行条例には規定はありませんが、改正法には規定があるため、議会条例にも規定を設けております。

その下の開示決定等の期限から一番下の開示請求手数料までは、現行条例及び法施行条例に合わせる規定としています。開示決定等の期限は14日以内、その下の開示決定等の期限の特例は、法施行条例に合わせて44日以内プラス相当の期間内、その下の開示の実施は、開示請求時にも本人確認を行い、一番下の開示請求手数料は無料でコピー代に関しては実費負担とするように定めています。

説明は以上になります。御審議よろしく申し上げます。

議長

御苦労さまでした。

既に御存じのように、本件に関しましては事前に先生方、委員の皆さんにお送りいたしておりますが、御質問は現在まで出ておりません。

それはそれで結構なのですが、この時点で何か御説明を聞いた上で新たな疑問点とか、分からない点とかございましたら、御質問していただきたいというふうに思います。前回のところでいろんな議論なり御質問もいただいてお答えしていただいたのと同様な部分がほとんどでございます。

星野委員

すみません、1点だけよろしいですか。

議長

どうぞ。

星野委員

これは第3定例会にかける予定ですか。第4定例会ですか。施行条例も第4定例会ですか。

実施機関

事務局。

事務局

施行条例は12月定例会で考えています。

星野委員

議会で上程する条例と市長サイドで上程する条例と、同類の条例が上程された場合、議会はどう整理しているのですか、それは提案者が全く別なら別条例という形で整理されているのですか。

実施機関

そのとおりでございます。

星野委員 市長部局と相談しないのですか。

実施機関 議会のほうのこの条例は、議員から提出することになりますので、その議事の進め方については、今議事を担当している課が詳細を議会運営委員会で詰めていくところ  
です。

議長 議員が提案するのですか。

実施機関 はい。

議長 議会ではなくて議員ですか。

実施機関 議員提出議案となりまして、市長提出ではなくて事務局提出ということでもなく、  
議員から提出します。だから、私たちから議員にも同じ説明をしております。

星野委員 市長が提案する施行条例は、まだオープンになっていないですから、議会に上程さ  
れて初めて議事となるわけなのですけれども、基本的にはここでは現行条例しか記載  
されていませんから、施行条例についてはオープンになっていないという前提で作成  
されていくのでしょうかけれども、質疑なんかがあつて施行条例と議会が制定する条例  
との間で整合性は取るのか取らないのかというような話が出たときというのは、全く  
別ものなのですよという話になるのですかね。あくまでも法律が改正されるので、それ  
をつくった形で改正し、現行条例との整合性も併せて図るということで、法施行条例  
とは全く立ち位置が別のもことになるのですよというふうにやっていくのですか。

実施機関 これは、議員提出議案ということでお話ししたとおり、議員から提出をします。市  
長部局で提出するのは、議会に対してはまだオープンになっていないのですけれども、  
市長部局側では、皆さん検討していらっしゃるではないですか。これと同じように、  
議員はもうこの条文を見ているし、その中では市長部局と齟齬がないような形で進め  
ますというような説明を今のところさせていただいています。

星野委員 会派によって両方見比べて、ここが違うとか、おかしいのではないかとかという話  
が出てきやしないですか。

実施機関 おっしゃるとおり12月定例会で両方が上程されたときに、そういったことが起こ  
る可能性があります、そのときは違いがないように進めたいと考えています。

星野委員 なかなか個人情報保護政策に関してはデリケートな話なので、議会の中でも満場一  
致で議員提案という形になっているのですか。

実施機関 そこについてはまだ何とも言えません。

星野委員 まだですね。

実施機関 12月定例会のインターネット中継がございますので、注目していただきたいと思  
います。

議長 市民サイドからの情報公開と自分のところの情報公開とでは、いろいろお考えがあ

るでしょうから。

実施機関　そうですね。こういった形で議員からこういう条例を上程することって例がないので、議会運営についてもちょっと珍しい模様が見れるのではないかなと思います。

星野委員　ちょっとイメージとして湧きにくいなというふうに思っているのですが、そうですか。議員提案ですね、分かりました。

議長　他に何かございますか。

よろしいですか。

であれば、これについては一応案として相当であるというふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長　では、そのようにさせていただきます。

どうも御苦労さまでした。

実施機関　ありがとうございました。

〔実施機関（秘書総務課）退室〕

---

## 報告事項

### （１）個人情報取扱事務の報告について

---

議長　では、続きまして報告事項ということでよろしいでしょうか。

事務局　それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告について御説明させていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく、市長から本審議会宛てへの報告でございます。

報告資料（１）を御覧ください。1ページ目は、令和4年9月1日付の市長から本審議会宛ての報告となります。こちらは、令和4年7月1日から8月31日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書及び変更届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が3件、変更が3件となっております。

なお、各届出書は3ページから9ページに記載されておりますので、報告は以上となります。

議長　行政透明推進課で出している変更届があるじゃないですか。

事務局　はい。

議長　健康状態を追加ということですか。

事務局　はい。健康観察表を提出していただいております。個人情報ですから、届出をさせていただきます。

議長　そういうわけですね。これ見て何だろうと思ったのですが。

事務局　やはり大事な個人情報になりますので届出をさせていただきます。

議長 だそうでございます。  
よろしく申し上げます。  
他に何かございますか。

---

### 3 その他

---

議長 であれば、次回についてお願いします。

事務局 では、御審議ありがとうございました。

次回の審議会でございますが、令和4年11月17日木曜日の午後1時30分を予定しております。また、会場につきましてはこの場所とは変わらしまして、さいたま市役所本庁舎地下1階第2会議室となります。開催通知に案内図を同封させていただきますので、お間違いのないようにお願いします。

開催通知につきましては、改めて事務局から送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 どうも色々ありがとうございました。  
御苦労さまでございました。